

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容		長期優良住宅建築等計画の認定
根拠法令等及び条項		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から7項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	未設定
審査 基準	根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条
	参考事項	栃木市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 第6条 所管行政庁は、前条第一項から第七項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 一 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。 二 建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。 三 建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。 四 建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであること。 五 前条第一項、第二項又は第五項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。 ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。 六 前条第三項又は第四項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を三十年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。 ロ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。	

七 前条第六項又は第七項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 当該認定後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。

ハ 資金計画が当該住宅の維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。

八 その他基本方針のうち第四条第二項第三号に掲げる事項に照らして適切なものであること。